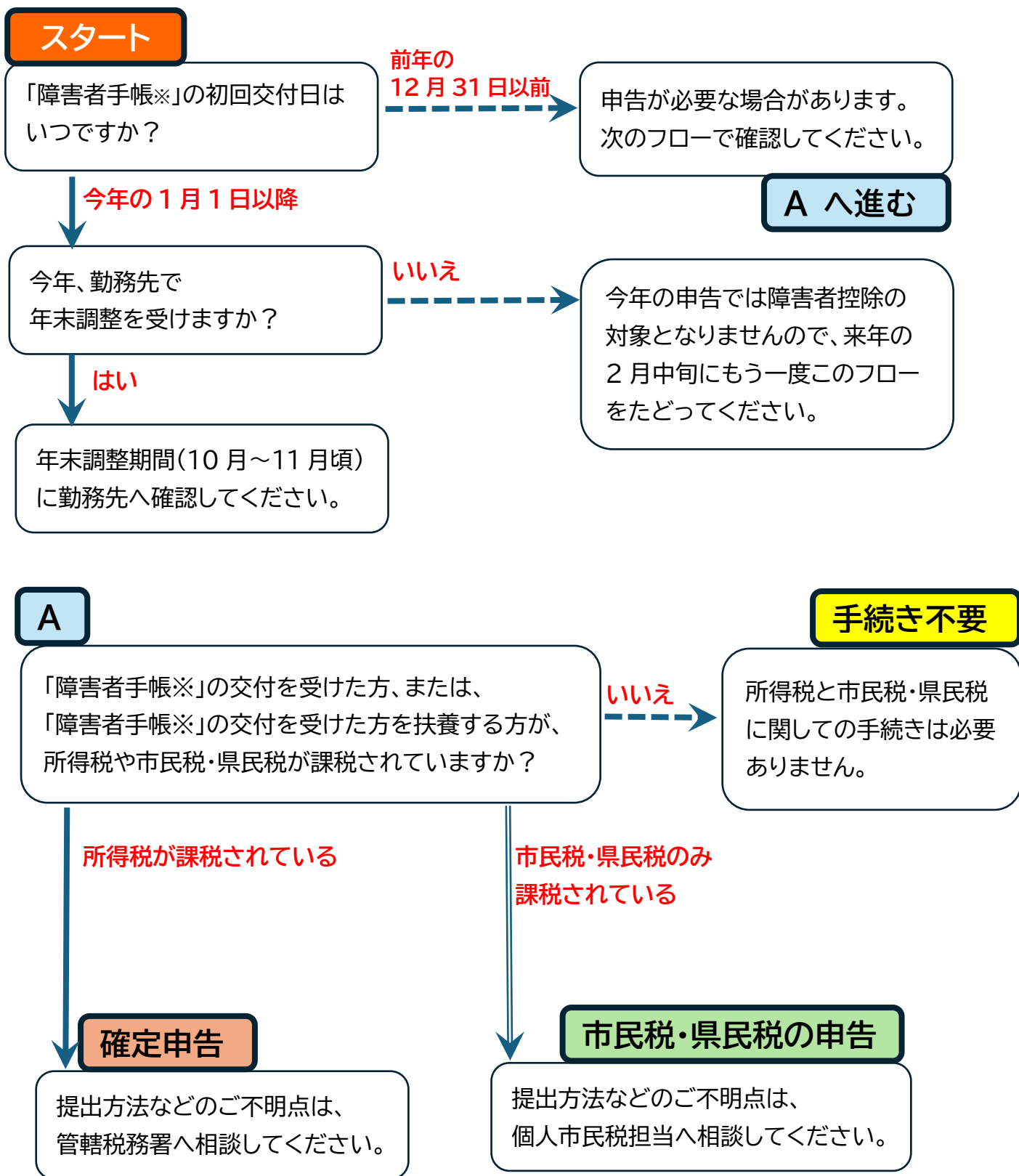


「障害者手帳※」に基づいて障害者控除を受けるための申告手続きについて(簡易版)

※障害者控除対象者認定書を含む(「初回交付日」を「基準日」に読み替える)。



【次頁に詳細版があります】

「障害者手帳※」に基づいて税の控除を受けるための申告手続きについて(詳細版)

※障害者控除対象者認定書を含む(「初回交付日」を「基準日」に読み替える)。

所得税や市民税・県民税において、障害者控除を適用させるための手続きは、下記を参照してください。

Q1 「障害者手帳※」の初回交付日は、ア・イのいずれに該当しますか？

- ア 前年12月31日以前です…………… **Q2** へ進んでください。
- イ 本年1月1日以降です…………… A 勤務先で年末調整を受ける方
年末調整期間中(10月～11月頃)に、勤務先へご確認ください。
B 勤務先で年末調整を受けない方
来年の申告期間(2月16日～3月15日)に **Q2** **Q3** をご確認ください。

Q2 「障害者手帳※」を交付された方は、所得税や市民税・県民税が課税されていますか？

- ア 所得税と市民税・県民税が課税されている…………… 管轄の税務署へ、「所得税の確定申告」のご相談を行ってください。
- イ 市民税・県民税のみが課税されている…………… 市民税課窓口にて、「市民税・県民税の申告」のご相談を行ってください。
- ウ 所得税と市民税・県民税のいずれも課税されていない…………… **Q3** へ進んでください。

Q3 「障害者手帳※」を交付された方を税申告上扶養しているご親族がいる場合、そのご親族に所得税や市民税・県民税が課税されていますか？

- ア 所得税と市民税・県民税が課税されている…………… ご親族が管轄税務署へ、「所得税の確定申告」のご相談を行ってください。
- イ 市民税・県民税のみが課税されている…………… ご親族が市民税課窓口にて、「市民税・県民税の申告」のご相談を行ってください。
- ウ 所得税と市民税・県民税のいずれも課税されていない…………… 所得税と市民税・県民税に関しての手続きは必要ありません。

【参考】 所得税、市民税・県民税の所得控除額、及び市民税・県民税が課税されない人について

(1) 控除額…………… 所得金額から下記の金額が控除されます。

障害者の該当区分	所得税	市民税・県民税
普通障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円
同居の特別障害者	75万円	53万円

(2) 市民税・県民税が課税されない人(抜粋掲載)…………… 下記に該当される人は、今年度の市民税・県民税が非課税となります。
前年12月31日現在、障害者・寡婦・ひとり親・未成年者に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人